

## 第四次宮崎県環境基本計画の一部改定について

環境 森林 課

## 1 計画改定の趣旨

令和3年3月の「第四次宮崎県環境基本計画」（以下「県計画」という。）策定以降、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の改正（令和3年6月公布）や地球温暖化対策計画の改定（令和3年10月）など、脱炭素化に向けた国の動きが加速し、県計画の一部の内容が国の方針と整合しない状態となっている。

国においては、地球温暖化対策推進法の施行（令和4年4月1日）に伴い、改正事項について自治体における円滑な運用を図るため、省令やマニュアルが令和4年4月1日付けで整備されたところである。

法改正の内容や省令・マニュアル等を踏まえ、ゼロカーボン社会の実現に向けて効果的な施策の展開を図るため、国の動きを反映した内容に県計画の一部を改定する。

## 2 国の動きと県計画改定の概要

## (1) 温室効果ガス排出削減目標について

国の動き	県計画の改定内容
<p>2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比<u>26%削減から46%削減へ見直した。</u></p> <p>それに伴い、地球温暖化対策計画に示す部門別の削減目標も見直した。</p>	<p>2030年度の温室効果ガス排出削減目標が2013年度比26%削減となっているため、<u>国の目標を参考に見直しを行う。</u></p> <p>部門別の削減目標は設定していないため、<u>産業、業務、家庭、運輸等の部門別の削減目標を新たに設定する。</u></p>

※ 地球温暖化対策計画の改定については資料2-2のとおり。

## (2) 再生可能エネルギーの導入目標について

国の動き	県計画の改定内容
<p>地球温暖化対策推進法の改正により、地域の再生可能エネルギーの導入を促進するため、都道府県は、地方公共団体実行計画（区域施策編）に、<u>施策の実施に関する目標を定めることが義務づけられた。</u></p>	<p>再エネの利用促進について、<u>再エネ導入容量目標を再エネ種別ごとに新たに設定する。</u></p>

※ 法改正の概要については資料2-3のとおり。

### 3 計画の位置づけ

今回の一部改定により、本計画の一部を「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」としても位置づけることとする。

### 4 計画改定の進め方

#### (1) 宮崎県環境審議会への諮問

宮崎県環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、計画の審議を宮崎県環境審議会に諮問した（令和4年1月31日）。

今後は、改定内容の詳細について審議会で審議する。

#### (2) 宮崎県再生可能エネルギー等導入推進連絡会からの意見聴取

今回の改定においては、再生可能エネルギーの導入について専門家の意見を聴取する必要があるため、宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の進捗管理や施策への提言・助言等を行うため設置した「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進連絡会」に、再生可能エネルギーに関連する事項について意見を求める。

#### (3) 県民の参画

県民の意見等を反映させるため、パブリックコメントの実施により広く県民の意見を聴取し、計画への反映に努める。

#### (4) 県議会への報告・議決

「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、改定作業の進捗に応じて、適宜県議会に報告するとともに、計画については、県議会の議決を経て決定される。

### 5 審議会のスケジュール

令和4年	1月	環境審議会（計画改定の諮問）
	8月	環境審議会（計画改定の趣旨報告）
	11月	環境審議会（計画案の審議）
令和5年	2月	環境審議会（計画最終案の審議、答申）

### 6 事務局

計画策定にかかる連絡調整などの事務は、環境森林課で処理する。

# 地球温暖化対策計画の改定について

## 資料 2-2

(出典：環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>)

### 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

### 「2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%	
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。				

# 地球温暖化対策推進法の一部改正（2021年5月成立）

## 主な改正点とそのポイント

### ① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付け。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進。**

### ② 地域の再生ネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再生ネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の持続ワンストップ化等の特例**を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再生ネを活用した脱炭素化の取組を推進。**

### ③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータの推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加。**
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進。**

# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（1）



## 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

**(1) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとする（第21条第3項）。**

（施策のカテゴリー：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）

**(2) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる（第21条第6項及び第7項）。**

## 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

**(1) 指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとする（第21条第3項）。**

**(2) 上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。

（施策のカテゴリー：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）

**(3) すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとする（第21条第5項）。**

## 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

**(1) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができる（第22条の2）。**

**(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、関係許可等手続のワンストップ化（※3）や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった特例を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。**

※1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉水に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。



# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）

## 政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、+ 都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

## 都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

- 都道府県 = 事業推進の方向付け
  - 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
  - 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準
- 市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進
  - 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
  - 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

援助※1  
(計画策定  
の促進)

合意形成  
プロセス  
※2

住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

## 事業者による事業計画の申請

## 市町村による事業計画の認定

## 認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉水・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

- ※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。
- ※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行うおととする者等の事業者、住民等により構成。

## 「第四次宮崎県環境基本計画」の一部改定に係る骨子（案）

## 第四次宮崎県環境基本計画（一部改定） 全体構成図

